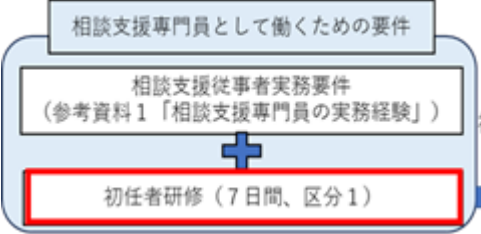
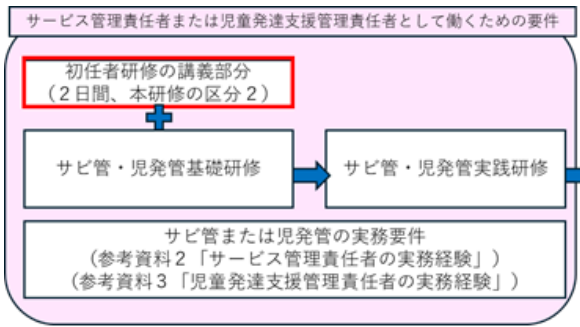


新潟県相談支援従事者初任者研修 よくあるお問合せ

	ご質問例	回答
相談支援専門員（区分1）	相談支援専門員の資格が欲しいです。どうしたら良いですか？	<p>下の図の水色枠内全てを満たす必要があります。</p> <p>詳細は、実施要領6ページ目の「【参考1：各研修の位置づけ】」をご覧ください。</p> 
	初任者研修（区分1）を申込み際、実務経験は必要ですか？	<p>不要です。ただし、実際に相談支援専門員として働く際には、所属する相談支援事業所等が所在する市町村へ実務要件について届け出る必要があります。</p> <p>また、研修の申込者が定員を超過した場合は、実施要領に基づき、相談支援専門員の実務要件を満たす方を優先して受講決定します。</p>
	自分は●●事業所で●年間働きました。実務経験を満たしていますか？	<p>参考資料1「相談支援専門員の実務経験」をご確認ください。</p> <p>上記資料に記載のない内容や相談支援専門員として必要な実務要件に関する個別のご相談は、ご所属（予定）の相談支援事業所等が所在する市町村の障害福祉担当課へお問合せください。</p>
	初任者研修（区分2/2日間）を受講したのですが、相談支援専門員になれるですか？	<p>初任者研修（区分2）を受講したことがある方でも、初任者研修（区分1）を受講する必要があります。</p>
	初任者研修（区分1）の修了証書はいつまで有効ですか？	<p>初任者研修（区分1）を修了した翌年度の4月1日から5年間有効です。5年が経過する前に相談支援従事者現任研修（または相談支援従事者主任研修）を受講していない場合は、資格が失効します。</p> <p>（例）初任者研修を令和8年度に修了した場合 →現任研修を令和9年4月1日～令和14年3月31日に受講すると資格が更新されます。</p> <p>※参考：別紙1「令和3年度に初任者研修（区分1）を修了した方へ」</p>
	資格を失効した後、再度従事する場合はどうしたらいいですか？	<p>資格失効後、再度従事する場合は初任者研修（区分1）を受け直してください。</p>
	相談支援従事者現任研修の受講要件とは何ですか？	<p>参考資料1「相談支援専門員の実務経験」に記載の実務経験とは異なります。別紙1「令和3年度に初任者研修（区分1）を修了した方へ」をご確認ください。</p>

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（区分2）	サービス管理責任者（または児童発達支援管理責任者）の資格が欲しいですか？ どうしたら良いですか？	<p>下記の図のピンクの枠内全てを満たす必要があります。 ※詳細は、実施要領6ページ目の「【参考1：各研修の位置づけ】」及び参考資料2または3をご覧ください。</p>  <p>※サビ管：サービス管理責任者、児発管：児童発達支援管理責任者を指します。 ※初任者研修（区分2）以外の研修について、別途申込が必要です。</p>
	初任者研修（区分2）を申込み際、実務経験は必要ですか？	<p>不要です。ただし、申込者が定員を超過する場合は、実施要領に基づき、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の実務要件を満たす方を優先して受講決定します。</p> <p>また、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修においては、一定の実務経験が必要です。</p>
	自分は●●事業所で●年間働きました。実務経験を満たしていますか？	<p>参考資料2「サービス管理責任者の実務経験」または参考資料3「児童発達支援管理責任者の実務経験」をご確認ください。</p> <p>上記資料に記載のない内容やサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として必要な実務要件に関する個別のご相談は、<u>指定担当である下記の窓口までお問合せください。</u></p> <p>【新潟市内の事業所】新潟市役所障がい福祉課 【新潟市以外の事業所】新潟県庁障害福祉課</p>
	初任者研修（区分1）を受講したことがあります。	初任者研修（区分1）を受講したことがある方は、初任者研修（区分2）を受講する必要はありません。
	何年も前に初任者研修（区分2）を受講しました。再度受講が必要ですか？	初任者研修（区分2）に有効期限はないので、再度受講する必要はありません。
区分1・2共通	現在の職場ではなく、転職先の事業所で働く予定です。どのように申し込めば良いですか？	相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事する予定の事業所（法人）から申し込んでください。
	新規開設予定の事業所で事業所名（職名）が未定なのですが、どのように申し込めば良いですか？	事業所名等の後に（仮）と記載して申し込んでください。ただし、住所や電話番号は確実に連絡がつくものを記載してください。連絡がつかない場合、受講できない場合があります。

区分 1・2 共通	事業所をこれから立ち上げます。自分（受講者）が法人の代表者となる場合、推薦書は誰が書けば良いですか？	ご自身が法人等設置主体の代表者となるご予定の場合は、ご自身で推薦書を作成してください。また、代表者の職名の後に、「(仮)」と記入してください。
	新潟県で実施されている研修でないと駄目ですか？	<p>国で規定されている研修制度であるため、他の都道府県で実施されている研修であっても、資格取得に差し替えありません。ただし、他都道府県に所在する事業所からの申込を受け付けている都道府県と、そうでない都道府県がありますので、各研修の実施要領等をよくご確認ください。</p> <p>新潟県相談支援従事者研修は、県外の事業所からのお申込みは受け付けておりません。</p>
	修了証書（または受講証明書）を再発行したいです。	修了証書の再発行に関するお問合せについては、新潟県庁障害福祉課へご連絡ください。